

【問 3】

貴計画の2の(1)「法第5条第2項第2号に規定する事業」について、ご回答下さい。
 次図の例では、「イ」に○をして事業名欄に「基盤整備(農業用排水施設)」と記載、「ハ」に○をして「農林漁業体験施設(農林漁業体験施設)」と記載してください。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1)法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
A町	B地区	基盤整備(農業用排水施設)	〇〇土地改良区	有	イ	
A町	B地区	農林漁業体験施設(農林漁業体験施設)	NPO法人〇〇	有	ハ	

【問 4】

貴計画の2の(2)と(3)に記載された事業について、事業名を記載して下さい。次図の例では、「C事業」、「D事業」と記載して下さい。

(2)法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
A町	B地区	C事業	A町	有	

(3)関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
A町	B地区	D事業	A町	

【問 5】

貴計画の2に、都道府県又は市町村以外の者が実施する事業が有る場合、実施主体の属性として相応しいものに○をして、実施主体の名称を記載して下さい。

次図の場合、実施主体の欄はA町の他に、「〇〇土地改良区」と「NPO法人〇〇」が記載されています。したがって、「ア」に○をして「〇〇土地改良区」、「イ」に○をして「NPO法人〇〇」と記載して下さい。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
A町	B地区	基盤整備(農業用排水施設)	〇〇土地改良区	有	イ	
A町	B地区	農林漁業体験施設(農林漁業体験施設)	NPO法人〇〇	有	ハ	

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
A町	B地区	C事業	A町	有	

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
A町	B地区	D事業	A町	

【問6】【問7】 略

【問8】

貴計画の4に市民農園に関する事項が記載され、市民農園整備促進法の特例を適用した場合は、「ア」に〇をして、特例を適用した市民農園について、施設の概要、開設者の名称等を記載して下さい。施設の概要は、次図の赤字箇所をもとに記載して下さい。

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1) 市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの				既に有している権利に基づくもの				土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		土地所有者				土地所有者				農地(※2)	市民農園施設	
					権利の種類(※1)	氏名	住所	権利の種類(※1)	氏名	住所	市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別	農地(※2)			
A町B	〇〇	畑	畑	20,000	賃借権	〇〇〇	A町B〇〇								貸し農園 休憩施設 電気・水道 駐車場 農機具収納施設

(2) 市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物	休憩施設 農機具収納施設	鉄筋コン クリート	〇〇〇 m ²	〇〇〇 m ²	H〇〇年度	〇〇〇〇
工作物	電気・水道 貸し農園 駐車場		〇〇〇 m ²	〇〇〇 m ²	H〇〇年度	〇〇〇〇
計						

(3) 開設の時期 (農林水産省令第2条第4号ニ)

H〇〇年度

第五条第六項

定住等及び地域間交流の促進に寄与する事業等を実施しようとする農林漁業団体等は、当該事業等を実施しようとする地域をその区域に含む都道府県又は市町村に対し、当該事業等をその内容に含む活性化計画の案の作成についての提案をすることができる。

第七条

第五条第八項各号に掲げる事項が記載された活性化計画を作成した市町村は、農林地所有権移転等促進事業を行おうとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、所有権移転等促進計画を定めるものとする。

2 所有権移転等促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 所有権の移転等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- 二 前号に規定する者が所有権の移転等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- 三 第一号に規定する者に前号に規定する土地について所有権の移転等を行う者の氏名又は名称及び住所
- 四 第一号に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的並びに当該所有権の移転の時期並びに移転の対価及びその支払の方法
- 五 第一号に規定する者が設定又は移転を受ける地上権、賃借権又は使用貸借による権利の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期又は移転の時期、存続期間又は残存期間並びに当該設定又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合にあっては地代又は借賃及びその支払の方法
- 六 その他農林水産省令で定める事項

3 所有権移転等促進計画は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。

- 一 所有権移転等促進計画の内容が活性化計画に適合するものであること。
- 二 前項第二号に規定する土地ごとに、同項第一号に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意が得られていること。
- 三 前項第四号又は第五号に規定する土地の利用目的が、当該土地に係る農業振興地域整備計画、都市計画その他の土地利用に関する計画に適合すると認められ、かつ、当該土地の位置及び規模並びに周辺の土地利用の状況からみて、当該土地を当該利用目的に供することが適当であると認められること。
- 四 所有権移転等促進計画の内容が、活性化計画の区域内にある土地の農林業上の利用と他の利用との調整に留意して活性化施設の用に供する土地を確保するとともに、当該土地の周辺の地域における農用地の集団化その他農業構造の改善に資するように定められていること。
- 五 前項第二号に規定する土地ごとに、次に掲げる要件に該当するものであること。
 - イ 当該土地が農用地であり、かつ、当該土地に係る前項第四号又は第五号に規定する土地の利用目的が農用地の用に供するためのものである場合にあっては、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第三条第二項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。
 - ロ 当該土地が農用地であり、かつ、当該土地に係る所有権の移転等の内容が農地法第五条第一項本文に規定する場合に該当する場合にあっては、同条第二項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。
 - ハ 当該土地が農用地以外の土地である場合にあっては、前項第一号に規定する者が、所有権の移転等が行われた後において、当該土地を同項第四号又は第五号に規定する土地の利用目的に即して適正かつ確実に利用できると認められること。

4 市町村は、第一項の規定により所有権移転等促進計画を定めようとする場合において、第二項第二号に規定する土地の全部又は一部が農用地（当該農用地に係る所有権の移転等の内容が農地法第五条第一項本文に規定する場合に該当するものに限る。）であるときは、当該所有権移転等促進計画について、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県知事の承認を受けなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定により所有権移転等促進計画について承認をしようとするときは、あらかじめ、都道府県農業会議の意見を聴かなければならない。

第八条

市町村は、所有権移転等促進計画を定めたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

2 市町村は、前項の規定による公告をしようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、

その旨を都道府県知事に通知しなければならない。ただし、前条第四項の承認を受けた所有権移転等促進計画について前項の規定による公告を行う場合については、この限りでない。

第九条

前条第一項の規定による公告があったときは、その公告があった所有権移転等促進計画の定めるところによって所有権が移転し、又は地上権、賃借権若しくは使用貸借による権利が設定され、若しくは移転する。

第十条

第八条第一項の規定による公告があった所有権移転等促進計画に係る土地の登記については、政令で、不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）の特例を定めることができる。

第十一条

第五条第四項の規定により活性化計画にその実施する市民農園（市民農園整備促進法（平成二年法律第四十四号）第二条第二項に規定する市民農園をいう。）の整備に関する事業が記載された農林漁業団体等は、同法第七条第一項の認定の申請に係る事項が当該事業に係るものであるときは、同項及び同条第二項（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）の規定にかかわらず、当該申請に係る記載事項の一部を省略する手続その他の農林水産省令・国土交通省令で定める簡略化された手続によることができる。

第十四条

国は、活性化計画の実施を促進するため、国有林野の活用について適切な配慮をするものとする。

2 活性化計画を作成した都道府県又は市町村は、当該活性化計画の達成のため必要があるときは、関係森林管理局長に対し、技術的援助その他の必要な協力を求めることができる。

法附則第2条

政府は、この法律の施行後七年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律に基づく活性化計画制度の運用に関するガイドラインについて（第4の9（7））

法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に法を見直すこととされている（法附則第2条）。このようなことにかんがみ、活性化計画の作成主体である市町村又は都道府県は、作成した活性化計画について自己評価しておくこと。